



S I P 第3期課題

「先進的量子技術基盤の社会課題への応用促進」 の利益相反マネージメントについて

令和6年10月2日（水）

利益相反マネジメントの対象（利益相反マネジメント規則より）

第2条 PDについて、次に掲げる各号のいずれかに該当する場合を利益相反マネジメントの対象とする。

一 推進委員会で社会実装に向けた戦略及び研究開発計画（以下「戦略及び計画」という。）を作成又は変更する場合において、特定の施設・設備、技術・ノウハウ等を使用するために研究開発責任者等がPDの所属する組織に限定される場合その他のPDの所属する組織が研究開発責任者等として特定される場合

二 研究推進法人が、研究開発責任者等を公募等により選定する場合において、PDの所属する組織への直接的・間接的な資金配分の可能性がある場合

三 （調査分析機関に関するものなので省略）

四 PDの所属する組織が研究開発責任者等である場合において、課題評価での意見、研究開発の進捗状況又は経済的・社会的な環境の変化を踏まえ、推進委員会で、戦略及び計画における当該研究開発責任者等が担当する研究開発テーマの予算配分を変更する場合（利益相反マネジメントへの影響が軽微な場合を除く。）

五 その他の場合であって、PDの所属する組織への直接的・間接的な資金配分又はその変更の可能性がある場合

利益相反による問題を避けるための措置（利益相反マネジメント規則より）

第4条 PDは、利益相反による問題を避けるため、第2条第1項各号に応じて次に掲げる措置を行うものとする。

一 第2条第1項第1号及び第4号に該当する場合には、PDは、推進委員会における戦略及び計画の該当部分における議決に関わらないこととする。

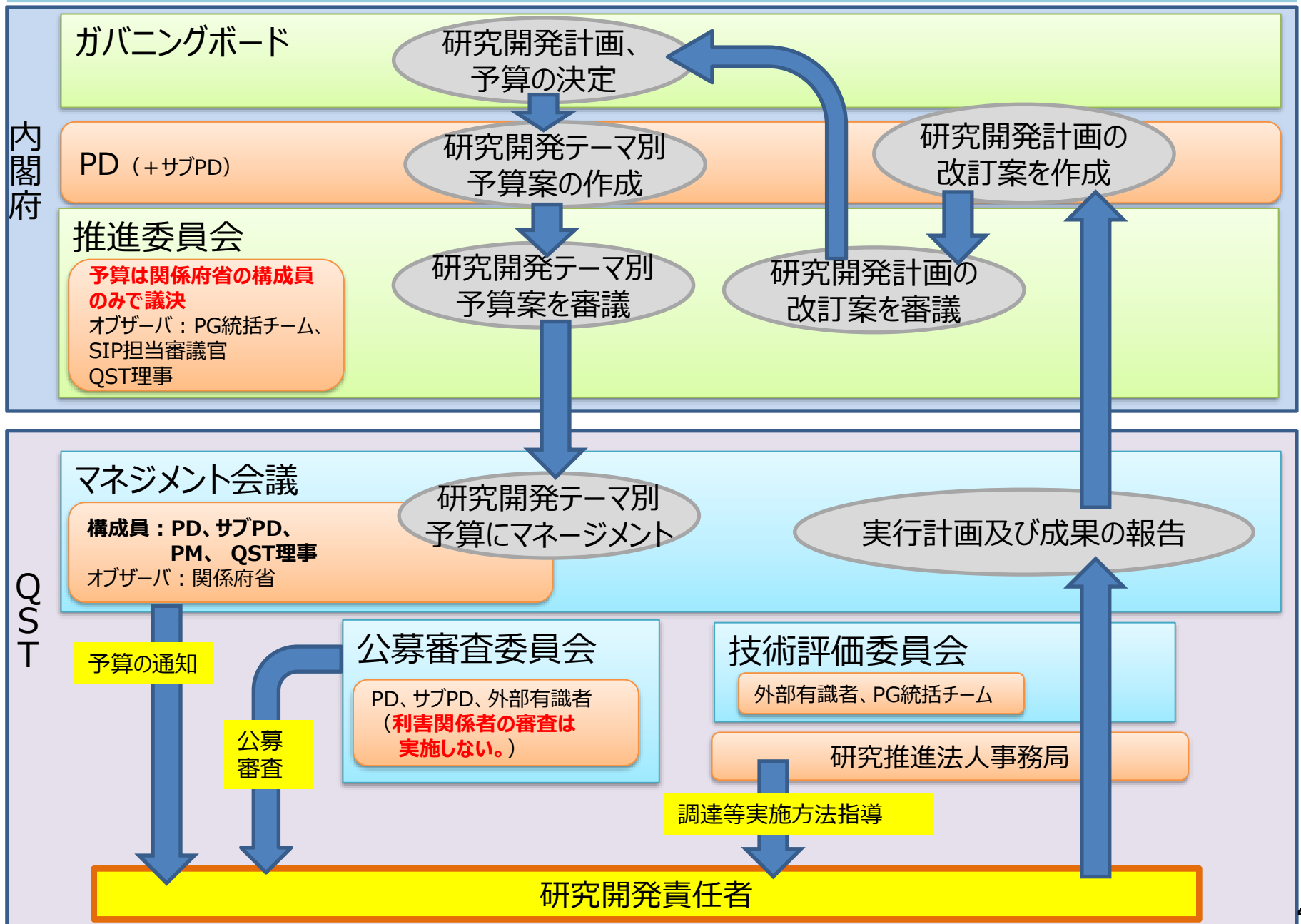
二 第2条第1項第2号及び第3号に該当する場合には、PDは、公募等期間中に応募を予定する者に公募等に関し、公募等の期間中に事前接触を行わないこととするとともに、研究推進法人が実施する選定に自ら関わらないこととする。

三 第2条第1項第5号に該当する場合には、所属する組織への直接的・間接的な資金配分の可能性がある意思決定に関わらないこととする。

年度末に実施状況を利益相反アドバイザーに報告

利益相反に係る事項の意思決定フロー

構成員：PD、SPD、内閣府担当、関係省庁
オブザーバ：研究推進法人理事 他



用語

用語	定義
研究開発計画	戦略及び研究開発計画
研究開発責任者	自らの研究実施提案に基づき、研究開発テーマを推進する研究者
代表提案者	研究開発責任者となる想定で応募している者
研究メンバー	研究開発責任者、及び公募申請書に表記されたメンバー
応募者等	代表提案者（研究開発責任者）、及び研究メンバーの全て
利害関係者	<ul style="list-style-type: none">○応募者等と親族関係（配偶者と、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族）にある者○応募者等と大学、国研等の研究機関において同一の学科、研究室等又は同一の企業に所属している者○応募者等と緊密な共同研究を行う者 （例えば、共同プロジェクトの遂行、共著研究論文の執筆、同一目的の研究メンバー、あるいは応募者等の研究開発提案中での研究分担者など、応募者等と実質的に同じ研究グループに属していると考えられる者）○応募者等と密接な師弟関係あるいは直接的な雇用関係にある者○応募者等の研究開発と直接的な競争関係にある者○その他、P Dあるいは研究推進法人が利害関係者と判断した場合

- SIP利益相反マネジメントポリシー（令和4年12月23日GB決定）
 - https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_management_policy.pdf
- SIP利益相反マネジメント規則（令和4年12月23日GB決定）
 - https://www8.cao.go.jp/cstp/gaiyo/sip/sip_management_rule.pdf